

資料1 進捗状況・計画報告書

基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進

基本施策(1)地域福祉に関する意識の醸成

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	R5年度計画・目標	R5年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	R6年度取組計画
①地域福祉に関する情報発信	社協	1	社協の機関紙として「社協だより」を全戸に配布し、福祉情報を提供します。また、リアルタイムな情報発信を行うため、若者や子育て世代が抵抗なく使えるSNS (Facebook、Twitter等)を活用した運用について検討を行います。	○社協だよりの発行 ○ウェブサイトの運営 ○SNSを使った情報発信の検討を行います。	○社協だより年4回発行。 ○ウェブサイト年間70回以上更新。 ○SNS (Twitter)年間90回以上投稿。	○社協だより年4回発行 ○ホームページ年104回更新 ○SNS (X)年98回投稿	紙媒体とSNSを活用し、幅広い年代へ情報発信ができた	○社協だより年4回発行 ○ウェブサイト年間120回以上更新 ○SNS (X)年間100回以上投稿
	地域福祉課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	■福祉総務係 民生委員、人権擁護委員、保護司、更生保護女性会、赤十字奉仕団の活動の情報を発信する。	■福祉総務係 ウェブサイトの更新やチラシの全戸回覧、ポスター掲示を行い、広い範囲で福祉団体の活動の情報発信を行うことができた。	■福祉総務係 より多くの市民に活動を知ってもらうために、より分かりやすいウェブサイトを作成したり、目に入りやすいところにポスターを掲示したり工夫する必要がある。	■福祉総務係 ウェブサイト・SNS・リーフレット等を用いて、地域福祉に関する情報発信を行う。 広報こさいに、民生委員、保護司・更生保護女性会の特集記事を掲載する。
	高齢者福祉課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供の実施	各種広報・メディアを活用して、地域福祉情報を提供した。	事業の継続的な実施。	各種広報・メディアを活用した地域福祉情報の提供。
	こども未来課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	【子育て支援センター】子育て支援センターでは、毎月1回「のびりん通信」を紙とウェブサイト上で発行している。地域住民に届きやすい形で発行していく。さらにその他イベントについてウェブサイトにて専用ページを必ず作成し、SNS等と組み合わせて周知することで、より多くの地域住民に情報を届けられるようにする。	＜地域子育て支援第2係＞毎月のびりん通信を発行。紙面配布とSNS活用の両面から情報を発信した。	紙媒体は、市内のこども園及び公共施設や協力店舗と近隣の児童館に配布し、子育て世代の目に留まるような場所に掲示した。SNSは、のびりん通信や教室募集の案内を随時掲載し、子育て世代の情報収集ツールとして定着させてきている。	のびりん通信の発行とウェブサイトやLINEでの子育て情報の発信を充実する。
	スポーツ・生涯学習課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	該当なし	イベント時に日本赤十字社のリーフレットを配架した。	今後も継続する。	イベント時に日本赤十字社のリーフレットを配架する。
	市民課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に地域福祉に関する情報を掲載する。	各種手当等の周知については、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に掲載したが、ボランティア情報等の情報発信は行うことができなかった。	地域福祉やボランティアに関する情報の収集をすることができなかったため、今後は情報収集に力を入れていきたい。	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に地域福祉に関する情報を掲載する。
②イベント等の開催	社協	3	福祉に対する尽力者を顕彰するとともに福祉講演会の開催等により、地域づくりについて考える機会を設け、福祉活動への参加促進を図ります。	○社会福祉大会、ふれあい広場の開催	○法人化40周年の節目であることから、特別表彰を設け、より福祉活動への参加促進を図る。 来場者3,000人。	○特別表彰 30団体、9名、感謝状贈呈 3名、20団体 ○来場者400人	法人化40周年の節目であったため特別表彰、感謝状の贈呈、講演会を通して、市民の福祉意識の醸成ができた。	○福祉大会を通して、広く市民へ福祉意識の啓発活動に取り組む。
	スポーツ・生涯学習課	4	地域住民が地域福祉に関する正しい理解を得られるようなイベントや講座等を充実させます。	○イベントにおける地域福祉関係団体の参加、交流機会の創出	イベントにおける地域福祉関係団体の参加、交流機会の創出	イベント時に主催者が設立したNPO法人をPRできる機会を提供した。	今後も継続する。	R5年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。
	地域福祉課	4	地域住民が地域福祉に関する正しい理解を得られるようなイベントや講座等を充実させます。	○イベントにおける地域福祉関係団体の参加、交流機会の創出	■福祉総務係 保護司会の講話、更生保護女性会のミニ集会、人権擁護委員の人権教室を、広報や啓発品提供により支援する。 ○障害福祉係 民生委員障害児者福祉部会において、湖西市の福祉に関する講話を行う。	■福祉総務係 人権教室(16回)の開催を支援した。参加者の年齢に応じた啓発品を配付し、常に人権啓発が目に入るような環境を整えることができた。更生保護女性会のミニ集会(8回)で配付する啓発品を提供した。	■福祉総務係 園長会・校長会での説明回数を1回から2回に増やし、人権教室の開催を推進した。 今後も年齢に応じたプログラムの作成や啓発品の選定により、人権に関する意識を醸成する。	■福祉総務係 年齢に応じた人権教室プログラムの作成や啓発品の選定により、人権に関する意識を醸成する。
③学習機会の提供	社協	5	職員による出前講座を開催し、社協事業の理解や地域福祉活動に対する理解と参加促進を図ります。	社協出前講座(こふくちゃん講座)の開催	○社協出前講座 40回開催。	○社協出前講座29回	実施回数は目標に届いていないが、受講者数は1,285人で目標の95%	○受講者数1,355人
④交流を通じた実践的な福祉教育	社協	6	市内全14校を福祉教育実践校に指定し、将来を担う児童・生徒に、地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、地域との交流を図ります。	○福祉教育実践校での福祉教育	○福祉教育実践校連絡会年 3回開催。	○年 3回(5.9.3月)福祉教育実践校連絡会を開催	実践校では高齢者疑似体験や車いす体験などの福祉体験、幼稚園や特別支援学校との交流活動、福祉に関する講話、野菜作りなどを通じた地域交流などを実施した。	○年 3回(5.9.3月)福祉教育実践校連絡会を開催予定
	地域福祉課	7	学校や地域と連携し、多様な交流機会を創出・充実させることで、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。	○市内小中学校等での人権教室等の実施	■福祉総務係 人権擁護委員の人権教室を、広報や啓発品提供により支援する。新しいプログラムを共同で準備する(R6開始目標)。	■福祉総務係 R5年度人権教室開催に向け、R5.2とR5.7の校長会及び園長会にて人権教室の広報活動を書面で行った。新しいプログラムを1件作成した。	■福祉総務係 自分らしさを大切にし、違いを認めて他人を尊重することを伝えるプログラムの作成を支援した。人権教室のテーマは学校が選択するため、新プログラムを1枚以上で実施できるよう、内容を周知をしていく必要がある。	■福祉総務係 市内小中学校等で人権教室を実施。 広報や啓発活動を実施し、地域福祉に関する意識の醸成を図る。
	スポーツ・生涯学習課	7	学校や地域と連携し、多様な交流機会を創出・充実させることで、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。	○地域住民がボランティアとして学校活動を支援する「学校支援地域本部」の設置 ○「わくわく子ども教室」の開催 ○「明湖会」「子ども会」等による世代間交流	わくわく子ども教室の開催、学校支援地域本部の設置によって、延べ3,600人の地域住民のボランティア参画を図る。	わくわく子ども教室や学校支援地域本部によって学校や地域と連携し、延べ1万人の地域住民がボランティアに参画された。	わくわく子ども教室の運営や登下校の見守りなど、地域住民による様々なボランティアの参画があった。今後も継続する。	わくわく子ども教室の開催、学校支援地域本部の設置によって、延べ1万人の地域住民のボランティア参画を図る。

基本施策(2)地域における交流活動の推進

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	R5年度計画・目標	R5年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	R6年度取組計画
①日常的なつながり促進	危機管理課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○防犯まちづくり会議によるあいさつ運動の実施	年に3回、主に始業式の翌日に実施する。	年に3回、始業式の翌日4/10、9/1、1/9の朝に、市内小中学校正門にて実施した。	始業式翌日の朝、市内小中学校正門にて、たすきを掛け、のぼり旗を持ち、「声かけ・あいさつ運動」を実施。参加団体は市、警察、PTA、防犯ボランティア等。子どもたちの様子を確認することにつながっているため、今後も継続して実施する。	年に3回、主に始業式の翌日に実施する。
	スポーツ・生涯学習課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○学校・子ども会・青少年補導員による、県主催「地域の青少年声掛け運動」の推進	「青少年声掛け運動」について、関係団体だけでなく市民誰もが参加できる運動であることを周知する。	青少年補導員全体会で声掛け運動について説明を行い、積極的な声掛けを依頼。7月と11月には、広報紙やモニター広告、市内店舗前で市民に声掛け運動への参加を呼び掛けた。	補導活動時には、年間90人以上へ声掛けを行った。今後も継続する。	市民に伝わる方法で声掛け運動について広く周知する。
	学校教育課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○各学校の児童・生徒、教職員によるあいさつ運動の実施	各校であいさつ運動を実施する。児童・生徒によるあいさつ運動や教職員が正門などであいさつ運動を実施する。	市内11校全校であいさつ運動に取り組んだ。	学級別の活動や委員会活動の一環で行ったもの、地域団体やPTAが参加したものなど様々な形で実施している。あいさつの習慣化だけでなく、子どもたちの健康や心の状態を確認することにもつながっている。	各校であいさつ運動を実施する。児童・生徒によるあいさつ運動や教職員が正門などであいさつ運動を実施する。
	地域福祉課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○保護司会、更生保護女性会のあいさつ運動の活動支援	■福祉総務係 学校への依頼と運動の広報により活動を支援する。	■福祉総務係 あいさつ運動について、学校への依頼と啓発品の提供を実施。生徒へ保護司、更生保護女性会を周知することができた。	■福祉総務係 あいさつ運動を継続して行うことにより、生徒へ保護司、更生保護女性会の周知をする。	■福祉総務係 継続して挨拶運動を行う。
②多様な居場所づくり	社協	9	地区社協が中心となって、地域の人たちが楽しく交流しながら仲間づくりや生きがいづくりを行うことにより、地域からの孤立、心身の機能の低下を防ぐとともに、地域のつながりを深めます。	○ふれあい・いきいきサロンへの助成金の支給等による支援	○地区社協会長会議 年3回開催。	○41地区開催、参加総人数9,734人、回数220回	地区社会福祉協議会の活性化や事業推進を図る	○43地区開催、参加総人数9,800人、回数225回
	社協	10	高齢者が心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう、健康体操リーダーを養成し、身体機能の維持向上を目指して「健康体操教室」を開設します。	○健康体操教室の開催 ○健康体操リーダーの養成講座の開催 ○リーダースキルアップ研修の開催	○健康体操教室を月に1回開催。 ○健康体操リーダー養成講座年1回開催。 ○健康体操リーダーフォローアップ研修年1回開催。	○市内31か所で月に1回健康体操教室を開催 ○7月22日に健康体操リーダー養成講座を開催 13人修了 ○8月7日に健康体操リーダーフォローアップ研修を開催	地域で生活する高齢者が心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう、地域の中で健康体操教室を運営するリーダーを養成し、身体機能の維持向上を目指して、健康体操教室を行う。	○健康体操リーダー養成講座を年2回開催予定
	社協	11	地域住民が主体となり、介護・認知症・ひきこもりの予防、子どもの貧困連鎖防止等、誰でも気軽に立ち寄れる、地域の居場所開設支援を行います。また、居場所の実践者同士の情報共有の場としてネットワーク化を図ります。	○地域の居場所開設支援について講演会の開催 ○地域の居場所開設補助金の支給等による支援	○居場所開設を希望するニーズ把握を行う。 ○居場所開設補助金の支給。	○新規居場所開設4か所 ○居場所開設補助金1か所支給	地域住民が主体となり、介護・認知症・引きこもり予防、子どもの貧困連鎖など、誰でも気軽に立ち寄れる、地域の居場所開設支援を行う	○開設準備の助成金を従来の10,000円から30,000円に増額し、新たな居場所開設につなげる
	高齢者福祉課	12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施	○地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施と活動費等支援	地域住民グループ支援事業として、サロン活動費等の助成を行った。	事業の継続的な実施。	地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施と活動費等支援。
	地域福祉課	12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○地域活動への主体的な参加のための権利意識・参加意識の醸成		実績なし		○障害福祉係 ボランティア団体への働きかけを社協と協議する。
	幼児教育課	12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○幼稚園等への招待や施設へ出向き、祖父母や地域の高齢者、老人クラブ等との交流を実施	各園で行事などに祖父母や高齢者を招いたり、施設に訪問したりすることを計画し、地域の方たちとの交流を深めていく。	園への招待や施設へ出向き、祖父母や地域の高齢者、老人クラブ等との交流を実施。 保育園6園・認定こども園6園：17回 幼稚園3園：6回	継続実施。 地域の人材、高齢者との交流により豊かな人間性の構築に役立てる。	各園で行事などに祖父母や高齢者を招いたり、施設に訪問したりすることを計画し、地域の方たちとの交流を深めていく。
③アウトリーチによるつながりづくり	地域福祉課	13	地域での孤立化回避のため、地域交流による支援を必要とする人の掘り起こしと継続的な訪問を実施します。	○家庭訪問の実施 ○地域とのコーディネートの実施 ○地域活動支援事業の利用促進	○障害福祉係 地域活動支援事業への継続的な参加を促しながら、必要に応じて家庭訪問を実施する。	○障害福祉係 地域活動支援事業に継続的な利用があり、延べ利用者874人であった。 障害者相談支援事業所「みなづき」が家庭訪問を実施した。	○障害福祉係 地域活動支援事業の継続実施。 困りごとがある世帯や継続し支援している家庭を訪問をする。	○障害福祉係 地域活動支援事業の継続実施するとともに新規登録を1人以上とする。 困りごとがある世帯や継続し支援している家庭を訪問をする。

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

基本施策(1)地域における支え合い活動の推進

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	R5年度計画・目標	R5年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	R6年度取組計画
①見守り、支え合いの体制づくり	地域福祉課	14	地区社協や自治会、民生委員児童委員等と連携した、地域における日頃からの見守り活動を推進します。	○民生委員児童委員による見守り活動の支援	■福祉総務係 ペアサポーターの設置を進めていき、民生委員・児童委員の見守り活動の負担軽減を目指す。	■福祉総務係 ペアサポーターについて要綱を作成し、ペアサポーターを設置できる環境を整えることができた。実際に1名ペアサポーターを設置することができた。	■福祉総務係 民生委員・児童委員及び民生委員・児童委員OB/OGにも周知をし、ペアサポーターの設置数を増やしていく必要がある。	■福祉総務係 協力員についての周知を現委員と元委員双方に行っていく。
	高齢者福祉課	14	地区社協や自治会、民生委員児童委員等と連携した、地域における日頃からの見守り活動を推進します。	○認知症ネットワーク(オレンジネットワーク)による見守り体制の充実 ○認知症サポーター養成講座の開催 ○地域包括支援センターによる独居高齢者宅への訪問活動 ○生活支援コーディネーターの配置	○オレンジネットワーク登録者50人 ○サポーター養成講座1回以上実施 ○地域包括支援センター訪問活動実施 ○各中学校区に生活支援コーディネーターの配置	・オレンジネットワーク登録者28人、ステップアップ講座を1回実施した。 ・地域包括支援センター訪問活動を実施した。 ・各中学校区に生活支援コーディネーターを配置した。(5人)	事業の継続的な実施に加え、チームオレンジを設置。会議や研修の場等を持つようにする。	・認知症サポーター養成講座等1回以上実施 ・チームオレンジの支援 ・地域包括支援センター訪問活動実施 ・各中学校区に生活支援コーディネーターの配置
②地区社協活動の活性化	社協	15	地区社協を中心として、地域課題を把握・解決し、地域で支え合う体制を整備します。	○地区社協による見守り・声掛け運動	○地区社協による見守り活動の状況について把握する。	○地区社協が中心となり、市内42か所でふれあいサロンを実施し、定期的な見守りにつながっている	通いの場を開催することで、顔の見える関係づくりの一助となっているが、外出ができない高齢者の見守りをどのように行うかが課題	○地区社協会長会議や支え合い推進会議にて、具体的に見守りを実施している地区を把握していく
	社協	16	各地区社協の情報共有や各種状況提供を行い、活動の充実を図ります。	○地区社協会長会議の開催	○地区社協会長会議 年3回開催。	○年3回(4.9.2月)地区社協会長会議を開催	地区社会福祉協議会の情報共有や各種情報提供を行い、活動の充実を図る	○年3回(4.9.2月)地区社協会長会議を開催予定
	社協	17	地区社協の活動強化のため、財政及び活動に対する支援を行います。	○地区社協活動の支援	○地区社協への活動費助成金の返還金を1割以下にする。	○地区社協への活動費助成金返還率8%	コロナウイルスの感染分類が引き下がったことで、地域活動を再開する地域が多く、助成金の返還率を抑えることにつながった	○地区社協への活動費助成金の返還金を1割以下にする
	社協	18	地域福祉推進基礎組織としての地区社協の活動を、地域の人たちに周知するとともに、住民の参加促進を図ります。	○地区社協だよりの発行支援	○地区社協の活動を周知するため、住民参加促進を図る。	○地区社協だよりの発行支援を4地区に実施	地域福祉推進基礎組織としての地区社会福祉協議会の活動を、地域の人たちに周知するとともに、住民参加の促進を図った。R6年度は、県共同募金会の指摘により地区社協だよりの発行支援は実施不可	○R6年度は、県共同募金会の指摘により地区社協だよりの発行支援は実施不可となったため、活動助成金で賄っていただくようにする。
③関係機関 団体間の連携	社協	19	地域における福祉ニーズや、支援の担い手についての把握と情報共有をするとともに、支え手と受け手双方が活躍できる新しい仕組みを構築します。	○第2層協議体との地域における福祉ニーズの情報共有	○5校区の生活支援コーディネーターと各地区ごとの福祉ニーズを共有化する。年5回開催。	○鷺津中学校区5回、白須賀中学校区4回、岡崎中学校区7回、湖西中学校区3回、新居中学校区7回開催	各校区ごとの実情に合わせて支え合い推進会議を開催し、地域課題の共有化および解決に向けての話し合いを行った	○各校区年5回以上支え合い推進会議開催予定
	社協	20	市内の福祉関係団体との連携を図り、各団体の活動に対し補助金等の支援を行います。	○福祉関係団体への活動補助金の支給等による支援	○関係団体と連携を図り、各団体活動の支援を行う。	○5団体 260,000円助成	関係団体活動費補助金等交付要綱に基づき、市民の福祉に寄与する活動を行う団体に補助金を交付する。	○6団体 310,000円の助成予定
	社協	21	市内社会福祉法人、施設等との社協との連携協働による公益的な取組に向けて働きかけを行います。また、市内社会福祉法人を対象とした勉強会や意見交換の場を設け、ネットワーク化に向けた調整を進めます。	○市内社会福祉法人との連絡会の開催	○市内社会福祉法人等との連携・協働事業の実施に向け、協議の場としてプロジェクトチームを発足し、年3回の会議を開催する。	○社会福祉法人等連絡会を開催	プロジェクトチームの発足には至っていないが、R6年度は各法人等から職員を選定してもらい交流の場連絡会を開催	○交流の場連絡会 3回 ○社会福祉法人等連絡会 2回
	高齢者福祉課	22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○生活支援コーディネーターの設置	○各中学校区に生活支援コーディネーターの設置	各中学校区に生活支援コーディネーターを配置した。(5人)	事業の継続的な実施。	各中学校区に生活支援コーディネーターの配置
	子ども未来課	22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○ファミリー・サポート・センターでの相互援助活動事業	ファミリーサポートの事業目的である相互援助について交流会を通して会員の理解を深める。また、会員数を増やす。	【交流会】 令和6年3月2日(土)に開催。 【会員数(令和6年3月31日現在)】 委託会員:266人、受託会員:25人、両方会員:7人 計298人(9人減)	交流会は、委託会員と受託会員がおやつを作るなどして交流しながら、相互理解を深めた。受託会員のなり手が少ないため、子育てがひと段落した委託会員が受託会員として戻って来られるような体制づくりを行っていきたい。	交流会を通した相互援助活動への理解促進と会員の募集を行う。
	地域福祉課	22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○障害者支援協議会の実施 ○障がい者団体との情報交換の実地 ○相談支援事業所との連絡会の実施 ○民生委員児童委員定例会等への社協・地区社協の参加	○障害福祉係 障害者支援協議会において地域生活拠点の推進を図る。 障害者支援協議会のメンバーに障害者団体や障害者相談員も参加してもらい、地域課題の共有に努める。	○障害福祉係 地域生活支援拠点として1事業所が受託。	○障害福祉係 地域生活支援拠点の「相談」機能を整備していくことが優先。	○障害福祉係 相談機能を引き受ける基盤の整備。
	地域福祉課	23	自治会や地域の社会福祉施設、ボランティア団体等との連携を強化し、ネットワークを構築していきます。	○障がい者も含めた地域での支え合い体制の構築	○障害福祉係 障害者支援協議会へ、福祉事業所のみならず関係機関にも参加してもらい、地域のネットワークを構築する。	○障害福祉係 障害者支援協議会に、浜名特別支援学校、障害者団体2団体、民生委員児童委員、障害者相談員が参加した。	○障害福祉係 地域課題の共有ができてはいるが、掘り起こしには課題がある。	○障害福祉係 参加者の拡張。
高齢者福祉課	23	自治会や地域の社会福祉施設、ボランティア団体等との連携を強化し、ネットワークを構築していきます。	○高齢者の生活支援のためのボランティア等の養成や支え合い体制の構築	○支え合い体制「ちいーとサポート」実施と周知及び支え手登録者増。	・各種広報・メディアを活用して、周知活動。 ・支え手登録者数59人	事業の継続的な実施。	支え合い体制「ちいーとサポート」実施と周知。	

④地域づくりの 基盤整備	社協	24	共同募金配分金を活用し、地域住民の参加による地域福祉活動に助成を行います。	○地区社協への活動助成金の支給等による支援	○地区社協の活性化や事業推進のため、20地区社協に活動費の助成を行う。	○20地区 6,791,000 円助成	地区社会福祉協議会の活性化や事業推進のため、20地区の地区社会福祉協議会に活動費の助成を行う	○20地区 6,875,400 円助成
	市民課	25	公民館や公会堂等の地域の活動拠点となる施設の整備を支援します。	○公民館等の施設の新設、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の支援	公会堂等の新築や修繕に対して助成を行う。	5件の公会堂等修繕に対して助成を行った。	地域活動の拠点となる公会堂等の修繕により、施設の耐久性や利便性の向上につながった。今後も事業を継続して実施していく。	公会堂等の新築や修繕に対して助成を行う。
	新居支所	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	7月から大規模改修を行い施設のバリアフリー化を行う。	7月から大規模改修を行っている。	7月から大規模改修を行い施設のバリアフリー化を行っている。	大規模改修後の9月から施設のバリアフリー化に対応している。
	スポーツ・生涯学習課	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	施設のバリアフリーへ向けた調査、福祉関係団体等の施設使用支援の推進。	指定管理者へ、福祉関係団体等の施設利用実績の確認を実施。	福祉関係団体等の使用は過去ないことが判明。障害者の個人利用の実績あり。	利用増加に向けて、指定管理者と情報共有や協議を今後も継続する。
	こども未来課	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	【子育て支援センター係】地域子育て支援拠点である子育て支援センターでは、乳幼児を持つ子育て家庭を応援するための事業を展開している。保護者同士の交流に役立つ事業を毎月展開する。子育て支援を行っている団体にセンター内の部屋を貸し出すことについても継続して行い、市内の子育て支援資源の発掘を行っていく。	<地域子育て支援第2係>子育て支援活動をしている団体の求めに応じ、無償で部屋を貸し出し活動を支援した。4団体、15回利用。	子育て支援団体の活動を通し、子育て中の親の交流や親子の体験の場を提供することができた。	子育て支援団体の施設使用支援を継続することにより、地域の活動拠点の充実を図る。
	図書館	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	○大規模改修に向けて、バリアフリー化必要箇所を調査 ○福祉関係団体等の施設使用支援の推進	施設内のバリアフリー化必要箇所を調査した。福祉関係団体等に使用料の減免適用などの活動支援を行っている。	バリアフリー化の実現に向けて修繕費の予算化が必要。	○大規模改修に向けてバリアフリー化必要箇所の調査を継続。 ○施設内の表示を見直し、だれもが利用しやすくする。
	高齢者福祉課	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○老人福祉センター・はつらつセンターの施設管理と利用促進	○老人福祉センター・はつらつセンターに介護予防指導員の配置 ○老人福祉センターの指定管理者による施設運営の実施	はつらつセンターと老人福祉センターを介護予防拠点施設とし、介護予防指導員を配置した。老人福祉センターの指定管理者による施設運営を実施した。	今後も介護予防拠点施設に介護予防指導員を配置し、地域づくりの基盤整備に努める。	○老人福祉センター・はつらつセンターに介護予防指導員の配置。 ○老人福祉センターの指定管理者による施設運営の実施。
	文化観光課	27	ふるさと納税により財源を確保し、生活支援の財源に活用します。	○ふるさと納税による財源の確保	①ふるさと納税寄附金額250,000,000円。 ②地元事業者の協力を得て新規返礼品を50品増やす。	・236,000,000円 ・新規返礼品は105品増えた。	有料広告やサムネイル画像等の刷新を随時行っており、魅力的な返礼品の提供・アピールを続ける。	①ふるさと納税寄附金額250,000,000円。 ②地元事業者の協力を得て新規返礼品を50品増やす。

基本施策(2)地域福祉を担う人材の育成

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	R5年度計画・目標	R5年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	R6年度取組計画
①ボランティア活動の活性化	社協	28	市内のボランティアグループ、個人ボランティアが安心して活動できるよう、助成金等情報提供を行い、ボランティア活動支援を行います。また、ボランティア同士の連携を推進します。	○ボランティア活動室の利用促進 ○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティアに関する情報発信 ○ボランティアネットワークだよりの発行	○ボランティア体験講座(わくわくチャレンジ)年1回開催。 ○ボランティア情報誌の発行。年3回発行。	○ボランティア活動室利用1,810人 ○わくわくチャレンジを開催 ○年3回ボランティアネットワークだよりを発行	わくわくチャレンジを行うことで幅広い世代にボランティア活動に参加していただいた。情報誌を作成することで助成金の案内などを周知した。	○ボランティア養成講座年1回開催 ○ボランティア情報誌年3回発行
	社協	29	地域の福祉活動を支える重要な財源として大きな役割を果たし、助け合い活動の一環としての共同募金の理念を普及し、市民の参加と理解を得ながら募金活動を推進します。	○赤い羽根共同募金運動の推進 ○歳末たすけあい運動の展開	○地域住民が参加する事業に助成を行い、活動の支援を行う。 ○赤い羽根共同募金運動の目標額。(一般募金)6,490,000円 (歳末募金)4,002,000円	○一般募金 4,462,084円 歳末募金 5,223,315円	達成率は一般募金68.8%、歳末募金130.5%となり、R6年度は不均衡を是正する	○赤い羽根共同募金運動の目標額(一般募金)5,880,000円 (歳末募金)3,406,000円
	地域福祉課	30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員の活動支援	■福祉総務係 広報や財政面での支援の他、関係機関との連携調整により、活動を支援する。	■福祉総務係 保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員協議会を負担金支出・啓発品提供により支援した。市役所だより等による広報、学校や市内の連絡調整により、活動を支援した。	■福祉総務係 人権教室に関する園長会・校長会での説明回数を1回から2回に増やし、開催数増加に寄与した。	■福祉総務係 財政面・広報面での支援を継続する。
	市民課	30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○市民活動相談・文化の香るまちづくり事業補助金の交付・市民活動センターの施設管理による市民活動支援	市民課窓口での市民活動相談、文化の香るまちづくり事業の実施、市民活動センターの施設管理を行う。	市民課窓口及び市民活動相談会において15件の相談受付。文化の香るまちづくり事業補助金を6団体に交付。市民活動センターの施設管理実施。	文化の香るまちづくり事業補助金は、補助金の趣旨をわかりやすくすること、多くの団体の活動の活性化につなげることで、補助金利用団体の自立・発展につなげることを目的に見直しを行い、令和6年度から市民活動補助金として事業を開始した。	市民活動相談、市民活動補助事業、市民活動センターの施設管理を実施する。
	スポーツ・生涯学習課	30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○ボランティアの活動支援	該当なし	イベント時に主催者が設立したNPO法人をPRできる機会を提供した。	今後も継続する。	R5年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。
②地域組織の活性化	市民課	31	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援します。	○自治会への補助金・交付金の交付による活動支援	自治会が行う「保健・福祉を推進する事業」を含む様々なコミュニティ活動に対して、湖西市自治会運営費交付金を交付する。	41自治会に対して湖西市自治会運営費交付金を交付した。	多くの自治会で、いきいきサロン等地域福祉活動への支援が実施された。今後も事業を継続して実施していく。	自治会が行う「保健・福祉を推進する事業」を含む様々なコミュニティ活動に対して、湖西市自治会運営費交付金を交付する。
	地域福祉課	31	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援します。	○民生委員児童委員への負担金交付等による活動支援	■福祉総務係 地域における民生委員活動の理解を促進させる。	■福祉総務係 活動費交付の他、公共施設へのポスター掲示・ポータルレース浜名湖「湖西市長杯争奪戦・黒潮杯」冠レースの活用により、民生委員活動の理解促進に努めた。	■福祉総務係 民生委員・児童委員の活動について、ウェブサイトの内容やポスター掲示場所の工夫により、より認知度を上げていく必要がある。	■福祉総務係 地域における民生委員活動の理解を促進させる。
③福祉に関わる担い手育成	社協	32	既存ボランティア活動者のスキルアップや、ボランティアに興味のある方等に対するボランティア入門等、地域の福祉活動を担う人材の育成や、ボランティアの質を高めることを目的として各種ボランティア講座を開催します。	○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティア研修会の開催 ○ボランティア体験講座の開催 ○サロンボランティア講座の実施	○サロンボランティア養成講座 年1回開催。 ○ボランティア交流会 年1回開催。	○サロンボランティア養成講座の開催 ○居場所運営者の交流会の開催	地域でサロン活動をしたという意欲のある方に向けてサロンの説明ができた 居場所を行っている方々の意見交換ができた	○サロンボランティア養成講座の開催
	社協	33	将来の地域福祉を担う人づくりを進めるため、中学生等を対象に、福祉やボランティアに対する理解を深めるための講座を開催します。	○夏休み福祉施設ボランティア体験講座の開催	○夏休みを活用したちよこつとボランティア体験。年1回開催。	○ちよこつとボランティアの開催 ○参加者：市内在住の中学生 183人 ○協力施設：32施設	感染対策を考え中学生のみの参加。 今後は対象を増やす。	○ちよこつとボランティアの開催 対象：中学生、高校生
	地域福祉課	34	ボランティア講座等を通じて、新たな地域福祉を担う人材の発掘に努めます。	○手話講習会、障がい福祉について学ぶボランティア講座の実施	○障害福祉係 地域生活支援センター活動でのボランティア活動を通じ、障害者への理解を深めてもらう。	○障害福祉係 地域活動支援センター活動に高校生4人がボランティアとして参加した。	○障害福祉係 参加の呼びかけの対象の拡張を検討。	○障害福祉係 継続実施。参加対象者の拡張検討。 手話講習会については、小学生から参加できるようにする。
	高齢者福祉課	34	ボランティア講座等を通じて、新たな地域福祉を担う人材の発掘に努めます。	○サロンボランティア講座の実施支援	○サロンボランティア講座の実施と支援	サロンボランティア養成講座を実施し、サロン活動を支援した。	事業の継続的な実施。	サロンボランティア講座の実施と支援。

基本施策(3)サービスを利用しやすい体制の整備

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	R5年度計画・目標	R5年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	R6年度取組計画
①包括的な相談体制の整備	社協	35	市民の福祉や生活に関する困り事に対し、関係機関、弁護士や司法書士等と連携・協力し、相談支援を行います。	○弁護士相談の実施 ○司法書士相談の実施 ○福祉なんでも相談の実施	○市民、関係機関へPRし、必要とする人の相談しやすい窓口となる。	○法律相談 164件 ○司法書士相談 79件 ○福祉なんでも相談 131件	専門家の関わりが必要な問題について、市内での解決の糸口を見つける相談として市民からの必要性はあるため継続実施	○法律相談 30回 ○司法書士相談 12回 ○福祉なんでも相談 随時
	地域福祉課	36	地区社協や民生委員児童委員等と連携して地域の課題を支援につなげられるよう、地域の相談力の向上を図り、相談しやすい環境を整備します。	○専門職による相談窓口の設置 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○民生委員児童委員への情報提供や相談力向上支援	■福祉総務係 アセスメント力に関する研修を1回開催する。	■福祉総務係 職員を対象に、相談支援の基本と多職種による相談・連携のあり方研修会を開催した。 県民児協の研修を活用し、5人の民生委員・児童委員が相談力向上研修に参加した。	■福祉総務係 相談・連携のあり方研修会を市10人、社協12人、関係機関15人が受講した。 多くの民生委員に積極的に研修に参加してもらい、委員全体の相談力向上に努める。	■福祉総務係 医療・福祉・司法の専門職による「なんでもかんでも相談会」(清水医師会主催)にサテライト会場として参加する。アセスメントに関する研修を開催する。

① 包括的な 相談体制の整備	地域福祉課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○多機関協働体制の構築 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○民生委員児童委員への情報提供や相談力の向上支援	■福祉総務係 アセスメント力に関する研修を1回開催する。 年1回、重層的支援体制整備事業について各分野で共有する。 ○障害福祉係 障害者相談支援センターで、専門職が相談に応じる。	■福祉総務係 職員意見交換会、包括的支援体制構築研修会、相談支援の基本と多職種連携のあり方研修会を開催した。 ○障害福祉係 障害者相談支援センターで、専門職が相談に応じた。	■福祉総務係 包括的支援体制構築研修会を市23人、社協15人、関係機関16人、相談・連携のあり方研修会を市10人、社協12人、関係機関15人が受講した。 職員意見交換会や研修により、課題を共有した。	■福祉総務係 医療・福祉・司法の専門職による「なんでもかんでも相談会」(清水医師会主催)にサテライト会場として参加する。
	高齢者福祉課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○地域包括支援センターでの総合相談窓口設置	○地域包括支援センターでの総合相談窓口設置	地域包括支援センターに総合相談窓口を設置した。	事業の継続的な実施。	地域包括支援センターでの総合相談窓口設置。
	こども未来課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○子ども・子育てに関する総合相談窓口設置	(応援係)医療機関や事業所と連携をとり、妊娠前から乳幼児期までの切れ目のない相談を実施する。教室の充実を図り児の年齢に合わせた相談を実施することで、タイムリーに課題解決を図る。 【発達支援係】発達に課題のある児とその保護者および園などの関係機関に対して、心理士、保健師、保育士が連携して相談を実施する。	<応援係> 育児相談延べ90人、訪問件数(妊産婦延べ308人、乳児延べ362人、幼児延べ130人) <発達支援係> 相談延べ90件、幼児発達相談延べ20人	<応援係> 妊婦健診や出産した医療機関と情報を交換し、妊産婦や児の状況を把握し訪問等で相談や指導をすることができた。 <発達支援係> 保育士、保健師、心理士が連携して相談を実施した。多職種での相談により、様々な視点での助言を行うことができた。	【応援係】医療機関や事業所と連携をとり、妊娠前から乳幼児期までの切れ目のない相談を実施する。教室の充実を図り児の年齢に合わせた相談を実施することで、タイムリーに課題解決を図る。 【地域子育て支援第1係】発達に課題のある児とその保護者および園などの関係機関に対して、保育士、保健師、心理士が連携して相談を実施するとともに、相談後のフォロー体制をつくる。
	学校教育課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用支援	各校で児童・生徒、保護者の要望等により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの相談を推進し、教職員とスクールカウンセラー等が連携して、該当児童・生徒を支援する。	外部資源のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、専門的な知見から児童・生徒、保護者を支援した。	スクールカウンセラーは心理の面から、スクールソーシャルワーカーは福祉の面から相談業務等に従事した。必要に応じて、学校と家庭や家庭と各専門機関をつなぐ役割を果たした。今後も継続して事業を実施し、包括的な支援を目指す。	各校で児童・生徒、保護者の要望等により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの相談を推進し、教職員とスクールカウンセラー等が連携して、該当児童・生徒を支援する。
	市民課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○女性相談窓口の設置	女性相談窓口について、新しい広報物等を掲示することにより窓口の周知を強化する(外国語版も作成予定)。	女性相談窓口のチラシを作り替え、公共施設に掲示した。ポルトガル語、スペイン語、英語にも対応した。	女性相談利用者の内、チラシを見て相談利用した人の割合が、前年度の2%から22%に増加した。	チラシ、ウェブサイト、広報こさい等による、女性相談窓口の周知を行う。
	地域福祉課	38	就労に困難を抱える人に、継続的かつ横断的に適切な支援を行います。公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関と連携し、情報共有を行います。	○伴走型支援体制の構築	◇保護係 既存の支援調整会議を利用し、情報共有を行う。	◇保護係 公共職業安定所(ハローワーク)との連携により、生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議を毎月開催して情報の共有を行った。	◇保護係 生活困窮者自立相談支援に係る事業委託先である社会福祉協議会の支援強化を図る。(提携先企業の発掘等)	◇保護係 支援調整会議を継続する。
	産業振興課	38	就労に困難を抱える人に、継続的かつ横断的に適切な支援を行います。公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関と連携し、情報共有を行います。	○若年者や高齢者の就労支援、内職相談	若年者就労支援セミナー参加者数15人(若年者)内職相談 紹介件数180件 あっせん件数50件 地域職業相談室 求人求職等相談 8000件 職業紹介 900件	若年者就労支援セミナー参加者数2人(若年者)内職相談 紹介件数165件、あっせん件数41件 地域職業相談室 求人求職等相談 7,634件、職業紹介 1,056件	・若年者就労支援セミナーは、若年者向け、家族などの支援者向けセミナーを各1回開催した。(計12名参加) ・地域職業相談室は、相談件数は減少したが、就職件数は微増(R4:335件→R5:346件)であり、継続的に支援を行う。	若年者就労支援セミナー参加者数15人(若年者、支援者)内職相談 紹介件数180件、あっせん件数50件 地域職業相談室 求人求職等相談8,000件、職業紹介900件
	地域福祉課	39	一人一人のニーズにあった支援をするため、アセスメント力の向上を図ります。	○相談員の育成、アセスメント手法の統一化	■福祉総務係 アセスメント力の重要性に関する研修を1回開催する。	■福祉総務係 県主催WEB研修を職員研修として活用した。相談支援の基本と多職種による相談・連携のあり方研修会を開催した	■福祉総務係 全方位型アセスメントの理解に関するWEB研修を市26名、社協15名が受講した。 相談・連携のあり方研修会を市10名、社協12名、関係機関15名が受講した。	■福祉総務係 アセスメント力の重要性に関する研修を1回開催する。
	② 福祉に係る 情報提供体制の 充実	地域福祉課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信 ○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	★全係 医療的ケア児者の支援を考える集いについてSNSでも発信する。	○障害福祉係 医療的ケア児者の支援を考える集いについてウェブサイトで周知した。	○障害福祉係 全6回、題目を周知し、参加を呼び掛けた。参加者が固定化されているため拡張が課題。
高齢者福祉課		40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信 ○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	○高齢者保健福祉サービスのしおり作成と配布	高齢者保健福祉サービスのしおりを作成し、各所に配布した。	しおりやウェブサイトでの広報を継続して実施。また、関係機関と協力・連携し情報提供を行う。	しおりの作成、配布実施。
こども未来課		40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信 ○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	【子育て支援センター係】子育て支援センターの案内リーフレットをやさしい日本語で作成し、その上で外国語に翻訳したものを作成する。 【応援係】教室や健診を外国語に翻訳したものを作成し対象者に配布できるようにする。	<地域子育て支援第2係> 子育て支援センターの案内リーフレットをやさしい日本語で作成した。	<地域子育て支援第2係> 子育て支援センターの役割や利用方法等の案内リーフレットを分かりやすい言葉で作成し、すべての漢字にルビをふって読みやすくしてセンター内に掲示している。	案内リーフレットのポルトガル語版を作成する。
市民課		40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙の発行、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語Facebookの発信、やさしい日本語LINEの発信を行う。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙の発行、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語Facebookの発信、やさしい日本語LINEの発信を行った。	地域福祉やボランティアに関する情報の収集をすることができなかったため、今後は情報収集に力を入れていきたい。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙の発行、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語Facebookの発信、やさしい日本語LINEの発信を行う。
秘書広報課		40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	○当課の発行物におけるユニバーサルデザイン使用率100%	当課の発行物(広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体)において、ユニバーサルデザインを100%使用した。	引き続き、高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人等誰にでも分かりやすく、見やすい掲載の仕方等を工夫しながら、市の情報を発信していく。	当課の発行物におけるユニバーサルデザイン使用率100%

基本目標3 人にやさしい環境づくり

基本施策(1)福祉サービスの充実

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	R5年度計画・目標	R5年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	R6年度取組計画
①生活支援サービスの充実	社協	41	地域における支え合い体制づくりを推進するため、多様な主体間の情報共有並びに連携及び協働により、日常生活の支援体制の充実を図ります。	○生活支援体制整備事業の充実 ○支え合い推進会議の開催	○各中学校区ごとの支え合い推進会議は、年間5～6回実施。	○鷺津中学校区5回、白須賀中学校区4回、岡崎中学校区7回、湖西中学校区3回、新居中学校区7回開催	生活支援・介護予防サービスなど住民主体の仕組みの創出及び充実・強化を図るため、市内5中学校区ごとに支え合い推進会議を実施。地域資源把握のため通いの場MAPの作成を行った	○各校区年5回以上支え合い推進会議開催予定
	社協	42	生活支援コーディネーターから地域のニーズを集約し、必要な支援を行います。	○地域の高齢者に対する買い物支援	○生活支援コーディネーターから地域ニーズを集約し、必要な支援に繋げる。	○(岡崎)住民主体の移動支援を実施 ○(新居)社会福祉協議会の車両を活用した買い物支援を実施	(岡崎)継続して実施 (新居)利用者少ないため、ランニングコストを考慮しR5年度で運行廃止	○地域の高齢者を対象に「困りごとアンケート」を実施予定。そこで挙がった地域ニーズを地域資源とつなげていく
	社協	43	身近な地域で生活上の困り事に対し、「お互い様」の気持ちで助け合う「さわやかサービス」を展開するとともに、地域が主体となって生活支援活動体制の構築に向けて検討を行います。	○移送サービスの実施 ○福祉車両の貸出し	○協力会員2名増員。	○協力会員増員なし	3月30日に福祉有償運送運転者講習を2名修了 R6年度から活動開始	○協力会員2名増員
	社協	44	65歳以上の高齢者世帯を対象に、日常生活でちょっとした困り事を地域の住民が主体となって助け合う有償ボランティアによる活動を推進します。	○地域たすけあい支援事業(ちいーとサポート)の推進	○ちいーとサポート事業の啓発。 ○生活支援コーディネーターと連携し、各校区において5人ずつ支え手を増員する。	○受け手34名、支え手9名増員	受け手利用は広報等で広まってきているが、支え手の増員が課題	○ちいーとサポート交流会の開催
	地域福祉課	45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○アウトリーチ型の支援体制の構築 ○65歳未満の障がい者の生活支援サービス利用への体制構築	★全係 相談窓口の周知及び横断的な支援体制の構築を図る。	■福祉総務係 職員意見交換会、包括的相談支援体制構築に向けた研修会を開催した。	■福祉総務係 包括的相談支援体制構築に向けた研修会を市23人、社協15人、関係機関16人が受講した。	■福祉総務係 湖西市に合った相談体制・相談窓口の設置方法について検討する。
	高齢者福祉課	45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○高齢者の生活支援体制の構築、コーディネート機能の構築	○高齢者の生活支援体制「ちいーとサポート」の実施 ○就労的活動支援コーディネーター配置	○高齢者の生活支援体制「ちいーとサポート」の実施 ○就労的活動支援コーディネーター配置 ○運転ボランティアフォローアップ講座の実施	事業の継続的な実施	○高齢者の生活支援体制「ちいーとサポート」の実施 ○就労的活動支援コーディネーター配置 ○運転ボランティアフォローアップ講座の実施
こども政策課	45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○ひとり親支援制度の周知	市公式LINEでの情報発信年2回 広報こさいでの特集記事年1回	市公式LINEでの情報発信年7回 広報こさいでの特集記事年1回	目標を超える回数の情報発信に取り組み、サービスの周知及び利用促進に寄与した	各種媒体(広報こさい・市役所だより・市公式SNS等)を通じた情報発信 年間合計15回	
②様々な課題を抱える人への支援	社協	46	居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問入浴介護事業・通所介護事業等のサービス提供を通じて、高齢者の生活支援を行います。	○介護保険サービス事業の充実及び活用の促進	○介護保険事業運営状況の改善。 目標値:平均利用者数、利用回数 居宅介護 205件/月 通所介護 23人/日 訪問介護 920回/月 訪問入浴 100回/月	○介護保険事業運営状況(平均利用者数、利用回数) 居宅介護 194件/月 通所介護 20.4人/日 通所型A 8.7人/日 訪問介護 830回/月 訪問型A 25.7回/月 訪問入浴 90.5回/月	○R4と比べると実績は増えているが目標まではいかず、運営状況の改善には至らなかった ○利用者増、業務内容の見直し、経費削減、事業PRが必要	○利用者増、業務内容の見直し、経費削減、事業PRを行い、運営状況の改善を図る ○通所一地域密着型へ移行
	社協	47	居宅介護事業・移動支援事業等のサービス提供を通じて、障がい者の生活支援を行います。	○障害福祉サービス事業の充実及び活用の促進	○障害福祉サービス事業運営状況の改善。 目標値:月平均利用回数 居宅介護・同行援護 190回/月 移動支援 3回/月 身障訪問入浴 10回/月	○障害福祉サービス事業運営状況(利用回数) 目標値:月平均利用回数 居宅介護・同行援護 173回/月 移動支援 1.5回/月 身障訪問入浴 11回/月	○R4と比べると実績は増えているが目標まではいかなかった。	○同行援護ができる職員を増やす
	社協	48	生活に困窮している方に対して、包括的な相談支援を実施し自立の助長を図ります。	○自立相談支援相談の実施 ○障がい者の就労支援、福祉就労支援 ○住宅確保支援	○市民、関係機関へのPR ○包括的な相談支援を行い、自立できるように援助する	○相談件数 119件 住居確保 相談件数6件 支給決定延べ件数 1件 ○社協だより掲載、民生委員、地区社協へPR	○相談者が抱える問題を明らかにし、自身で問題解決していく意識を持ってもらうよう支援する	○就労経験が少ない方への中間的な就労の場の確保、資源開発、地域づくりを行う
	社協	49	低所得世帯等への生活福祉資金(県社協)や生活つなぎ資金(市社協)の貸付けにより、経済的自立支援を行います。また、相談者のニーズに合った支援をします。	○生活福祉資金等貸付相談の実施	○市民、関係機関へのPR ○経済的安定と自立支援を行う。	○生活福祉資金 0件 0円 ○生活つなぎ資金 15件 52,345円	○資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、相談者のニーズに合った支援をしていく。	○利用者の生活安定に向けた支援の実施
	学校教育課	50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○学校との連携	各校でアンケートや日常的な観察を実施し、早期発見・早期支援に努める。	日常的な観察や定期的なアンケートを実施し、早期発見に努めた。	気になる児童・生徒の現れについては、教職員で情報を共有し、必要に応じて教育相談や面談を行った。ケースによっては、学校ができる支援の枠を超えることもあるため、専門機関との連携が必要な場合も想定される。	各校でアンケートや日常的な観察を実施し、早期発見・早期支援に努める。
	地域福祉課	50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○地域住民、民生委員児童委員との連携	■福祉総務係 ヤングケアラーやダブルケアラーの特徴、早期発見につながる方法を研修する。	■福祉総務係 県主催の中堅委員研修を活用し、ヤングケアラーについての研修を受講することができた。	■福祉総務係 行政関係課とも連携を深め、ヤングケアラーについて相談・解決がしやすい環境を作っていく。	■福祉総務係 関係課と連携強化。
こども未来課	50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○地域住民、民生委員児童委員との連携	民生児童委員連絡協議会などの場で、ヤングケアラーに関する普及啓発を行う。市内の施設にポスターを掲示し、広く周知する。	<家庭児童相談係>民生児童委員に対し、ヤングケアラーを含む要支援児童についての情報提供の協力依頼を行った。また、市内各施設に啓発ポスターを掲示するとともに、中学生にパンフレットの個別配布を行った。	ヤングケアラーという視点をもつこと、見守り支援していくことについて意識付けを行うことができたが、より幅広い分野との連携が必要である。	引き続き啓発を行っていくにあたり、新たな啓発機会の確保を行う。	

②様々な課題を抱える人への支援	こども政策課	51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○ひとり親家庭への経済的支援、就業促進等の実施	母子家庭等自立支援事業の年間延利用者数 550人	母子家庭等自立支援事業の年間延利用者数 518人	90%を超える目標達成率であり、サポートを必要としている家庭への支援となった。今後も支援を継続していきたい。	母子家庭等自立支援事業の年間延利用者数 530人
	学校教育課	51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○学校との連携	各校で日常的な観察の中で、学用品や服装などから経済的に厳しい状況がうかがえる場合には、就学援助や福祉につなげるように努める。	経済的困窮家庭に対して、適切に就学援助を行った。	就学援助にかかる事務処理が煩雑で負担があるため、今後改善していく必要がある。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、家庭と福祉の専門機関が繋がったケースもあった。	各校で日常的な観察の中で、学用品や服装などから経済的に厳しい状況がうかがえる場合には、就学援助や福祉につなげるように努める。
	地域福祉課	51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○生活困窮者自立相談支援でのサポート	◇保護係 住居確保給付金を活用し、生活基盤の安定を図る。	◇保護係 住居確保給付金の実績は1件である。	◇保護係 単身世帯の給付であり、ひとり親等の家庭については、女性相談支援機関と共に自立相談支援を実施した。(2件)	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。
	健康増進課	52	「湖西市自殺対策計画」を踏まえ、関係機関との連携し、自殺対策を推進します。	○ゲートキーパー養成講座の実施 ○こころの健康づくり講演会の実施 ○高校生へのこころの健康講話の実施	・ゲートキーパー養成講座を2回以上実施 ・こころの健康づくり講演会を1回実施(12月～1月頃) ・市内2カ所の公立高校へこころの健康講話を実施(12月～1月頃)	・ゲートキーパー養成講座を3回実施 ・こころの健康づくり講演会を1回実施 ・市内2カ所の公立高校へこころの健康講話を実施	若年層の自殺者数の増加が近年課題となっているが、令和5年度は事業を通して若い世代にアプローチできた。令和6年度は関係機関との連携を深めるため、庁内会議の開催を行っていく必要がある。	・ゲートキーパー養成講座を2回以上実施 ・こころの健康づくり講演会を1回実施(12月～1月頃) ・市内2カ所の公立高校へこころの健康講話を実施(12月～1月頃) ・自殺対策に関する庁内会議の開催
	学校教育課	53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○学校との連携	各校で不登校児童・生徒に対して、継続して連絡することで、家庭での様子を把握したり、状況に応じた支援を実施したりするように努める。	不登校の児童・生徒に対して、個に寄り添った丁寧な支援を行った。	不登校児童・生徒を生み出さない、予防的アプローチを各校で取り組んでいる。個に応じた支援を拡充するため、不登校適応指導教室の指導員を増員した。また、県教委が進めているメタバースを活用した不登校支援の動向も注視していく必要がある。	各校で不登校児童・生徒に対して、継続して連絡することで、家庭での様子を把握したり、状況に応じた支援を実施したりするように努める。
	こども未来課	53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○地域住民、民生委員児童委員との連携	教育機関やスクールソーシャルワーカー等と連携し、窓口相談や家庭訪問を行う。	<家庭児童相談係>学校教育課や各学校・SSWと随時連絡を取り合い、支援の必要な児童について協議した。必要時は同行訪問を行った。	SSWと、協議の場を定期的に設けることで密に連絡を取り合い、家庭の課題等明確にすることができた。	引きこもり支援の分野を担う部門とも連携をはかる。
	地域福祉課	53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○アウトリーチ型の支援体制の整備	◇保護係 相談窓口の周知及び横断的な支援体制の構築を図る。	◇保護係 ひきこもり相談窓口の市HPへの掲載による周知 厚生労働省のひきこもりHPへの相談窓口掲載 ひきこもり相談を実施 14件	◇保護係 社会福祉協議会職員、西部保健所浜名分庁舎職員と共にひきこもり相談を随時実施。 相談者の希望により、西部保健所の専門職員による巡回相談へつないだ。	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。
	建築住宅課	54	高齢者、低所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅確保要配慮者に対し、住宅確保の環境の整備を検討します。	○市営住宅の高齢者、障がい者等の入居条件緩和と周知	市営住宅入居者募集案内(回覧、ウェブサイト)で、高齢者、障がい者等の入居条件を周知する。	入居者募集案内を市役所だよりに2回、ウェブサイトに通年で掲載した。	単身入居が可能な部屋については、高齢者や障がい者等が単身で入居できる旨を記載した。	市営住宅入居者募集案内(回覧、ウェブサイト)で、高齢者、障がい者等の入居条件を周知する。
	高齢者福祉課	55	障がい者相談支援センター、子育て世帯包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○地域包括支援センター事業の充実。	○地域包括支援センターの配置と充実のための地区区分の変更。	地域包括支援センターを中学校区圏域に変更した。	圏域変更による混乱が起きないよう、地域包括支援センターと連携をする。	地域包括支援センターの配置。
	地域福祉課	55	障がい者相談支援センター、子育て世帯包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○障がい者相談支援センター事業、生活困窮者自立支援事業の充実	○障害福祉係 障害に対応した障害者相談支援センターの利用促進を図る。 ◇保護係 支援相談体制の充実を図る。	○障害福祉係 障害に関する相談は、障害者相談支援センターの利用を促した。2,056件	○障害福祉係 相談の中には、サービス事業所や民生委員児童委員も含まれ、地域支援の拡充につながった。	○障害福祉係 相談支援として、個別支援会議などを通じて情報を共有する。 アウトリーチを積極的に実施する。
	こども未来課	55	障がい者相談支援センター、子育て世帯包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○子育て世代包括支援センターの充実	母子保健事業や児童福祉担当係と連携をし妊娠期から切れ目のない相談支援を実施する。	母子関連と児童福祉担当係と会議で行った乳幼児数延べ149人。	毎月1回母子保健福祉検討会として母子保健担当係、児童福祉担当係等で実施。	母子保健事業や児童福祉担当係と連携をし妊娠期から切れ目のない相談支援を実施する。
	地域福祉課	56	高齢者や障がい者等が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービス等、分野横断的なサービスを整備します。	○介護と障がいサービスの一体的実施の検討		実績なし		○障害福祉係 事業所への働きかけを高齢者福祉課と協議する。
	高齢者福祉課	56	高齢者や障がい者等が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービス等、分野横断的なサービスを整備します。	○介護と障がいサービスの一体的実施の検討	○介護と障がいサービスの一体的実施の検討	介護と障がいサービスを一体的に実施するサービス事業者の新規指定なし。(R6. 4. 1時点2事業者)	共生型サービスを提供する事業者をさらに充実することで、介護と障がいサービスを横断的に提供していく。	介護と障がいサービスの一体的実施の検討。

基本施策(2)権利擁護の推進(成年後見制度利用促進計画含)

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	R5年度計画・目標	R5年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	R6年度取組計画
①成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進計画)	社協	57	中核機関において、成年後見制度の広報・啓発、相談機能及び利用促進機能の向上を図るとともに、後見人を支援する体制づくりを行います。	○成年後見制度の情報提供、広報活動、相談受付 ○ケース検討会議の開催 ○関係機関の連携協議の場を調整 ○後見人支援チーム育成	○市民、関係機関対象に制度の広報をし、必要とする人が制度へ結びつきやすくなるようにする ○制度の必要性、候補者についてなど、よりご本人らしく生活を送るためにはどのようにしたら良いか、ケース検討会議3回開催	○ケース検討会議3回5件実施	○ケース検討会議を通して、ご本人の生活に主体を置いた制度の必要性、候補者などについて検討を行い、制度を必要とする方が適切につながりやすくなった	○専門職を巻き込んだ協議会を2回開催 ○ケース検討会議6回実施
	社協	58	成年後見制度の利用を必要とする人に対し、相談と法人後見を受任し、権利擁護体制づくりを強化します。	○法人後見制度の受任	○運営委員にご協力いただきながら、社協らしさを生かした適切な受任業務を行う。 ○1件新規受任。	○補助1件、後見1件 継続受任	○前年度より継続受任の案件について、適切な財産管理と意思決定支援に重きを置いた身上保護に取り組んだ	○継続受任案件については、引き続き適切な財産管理と身上保護に取り組む ○社協らしさを生かした新規1件受任
	高齢者福祉課	59	中核機関の「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の機能を強化し、成年後見制度の利用促進を図ります。	○中核機関を委託する社会福祉協議会への支援	○中核機関との定期的な打合せ、事業への出席、助言の実施	中核機関とは年間通して継続的に連絡調整を実施した。	中核機関とは連携を密にし、定期的に顔を合わせた相談や、事業への出席、助言を行った。	中核機関との定期的な打合せ、事業への出席、助言の実施。
	地域福祉課	60	市民からの成年後見制度についての相談に対応します。	○障がい者相談支援センターでの相談対応 ○地域包括支援センターでの相談対応	○障害福祉係 障害のある方の成年後見制度の相談に応じる。	○障害福祉係 障害者支援相談支援センターにて相談に応じた。	○障害福祉係 中核機関の社会福祉協議会との連携を明確にする。	○障害福祉係 障害者支援相談支援センターにて相談に応じる。
	高齢者福祉課	60	市民からの成年後見制度についての相談に対応します。	○障がい者相談支援センターでの相談対応 ○地域包括支援センターでの相談対応	○地域包括支援センターでの総合相談窓口において相談対応の実施	地域包括支援センターでは成年後見制度の1次相談窓口として相談対応を実施した。	地域包括支援センターでは市民に1番近い相談窓口として役割を担っている。	地域包括支援センターでの総合相談窓口において相談対応の実施。
	地域福祉課	61	成年後見制度の利用促進事業を実施します。	○市長申立ての実施 ○後見人等への報酬助成の実施	○障害福祉係 精神科病院からの求めに対し、事実確認を行った上で、市長申立てを実施する。	○障害福祉係 精神障害者で家族がいない者について市長申立てを行った。 1件	○障害福祉係 精神障害者の市長申立も、障害者の市長申立による後見人の選任も要件を満たせば、実施する。	○障害福祉係 継続実施。
高齢者福祉課	61	成年後見制度の利用促進事業を実施します。	○市長申立ての実施 ○後見人等への報酬助成の実施	○市長申立ての適切な実施。 ○対象者への報酬助成を実施することにより、必要な人がもれなく制度を利用することができるよう支援を行う。	R5年度 市長申立は2件、報酬助成は障害者1件 高齢者6件の合計7件に対し実施した。	権利擁護が必要な市民が適切に制度を利用することができるよう、今後も継続的に支援を実施していく。	市長申立ての適切な実施 対象者への報酬助成を実施することにより、必要な人がもれなく制度を利用することができるよう支援を行う。	
②権利擁護等に関する事業の推進	社協	62	判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を推進します。	○福祉サービスの利用援助 ○日常的な金銭管理や書類等の預かり保管	○必要な人が制度へつながることができるよう、関係機関への広報に努める 新規相談3件 ○契約者については、生活状況の変化に応じた支援へ変更できるよう、モニタリング・支援計画の変更を行う。	○新規相談12件、相談の結果本事業での支援を必要とせず新規契約はなし ○モニタリング5件、支援計画変更1件	○新規相談については、関係機関と利用希望者さん宅を訪問し事業説明 ○モニタリングを実施し、ご本人の状態に応じた適切な支援を実施	○必要とする方がサービスにつながるよう、引き続き関係機関へ広報 ○契約者については、モニタリングと自立支援
	地域福祉課	63	社協や福祉サービス提供事業所と連携し、サービス利用者が不利益を被らないように、支援を行います。	○本人、家族への権利擁護に関する知識の普及、支援機関との学習会、情報交換の実施	○障害福祉係 障害者相談支援事業所「みなづき」において相談を実施。	○障害福祉係 障害者相談支援事業所「みなづき」に61件の相談があった。	○障害福祉係 相談に結びついていない障害者への利用促進が課題。	○障害福祉係 継続実施。
	こども未来課	64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○湖西市要保護児童対策地域協議会における情報交換	年1回の代表者会議、年12回の実務者会議において、関係各機関とのネットワークを構築し、場合によっては個別ケース検討会を開催する。	年1回の代表者会議、年12回の実務者会議を実施した。これにより、関係各機関と常に連携を取りやすくなった。	進行管理を行うことにより関係機関で進捗状況の確認ができたが、より個別ケース検討会を充実させていく必要がある。	個別ケース検討会を通じて、関係各機関の役割分担の明確化を図る。
	地域福祉課	64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○障害者施設、計画相談事業所による見守り、情報提供、相談対応	○障害福祉係 障害者施設等と連携を図り、障害者虐待の予防に努める。	○障害福祉係 サービス事業所、相談支援事業所等との連携により、通報を受けた。 2件	○障害福祉係 通報を受けた事案については、事態を深刻化させないために訪問することは必須。	○障害福祉係 サービス事業所、相談支援事業所等との連携を強化する。
高齢者福祉課	64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくり	○必要に応じて関係機関と連携していく体制を維持していく。	R5年度高齢者虐待対応において1件市の措置における特養入所と市長申立における審判請求を実施した。警察、特養、包括と連携し被虐待者の安全を確保した。	事業の継続的な実施。	必要に応じて関係機関と連携していく体制を維持していく。	

基本施策(3)再犯防止の促進(地方再犯防止推進計画)

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	R5年度計画・目標	R5年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	R6年度取組計画
①再犯防止に向けた支援と体制構築	地域福祉課	65	再犯防止に関する広報・啓発活動を行います。	○社会を明るくする運動の推進	■福祉総務係 のぼり旗・横断幕の設置、チラシの回覧、他機関への協力依頼、啓発品配布により保護司会と更生保護女性会と連携して運動を推進する。	■福祉総務係 協調月間(7月)に、横断幕・のぼり旗の設置、湖西警察署前電光掲示板の活用、チラシの全戸回覧、啓発品配布を実施した。	■福祉総務係 保護司会及び更生保護女性会と連携し、運動を推進することができた。今後も継続する。	■福祉総務係 のぼり旗・横断幕の設置、チラシの回覧、啓発活動等を実施する。 広報こさいに特集記事を掲載する。
	地域福祉課	66	保護司や更生保護女性会等のボランティア活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会への財政的支援、更生保護サポートセンターの会場使用減免	■福祉総務係 保護司会と更生保護女性会の負担金を支出し、健康福祉センター相談室を月2回サポートセンター会場として貸し出す。	■福祉総務係 保護司会と更生保護女性会の負担金を支出し、健康福祉センター相談室を月2回サポートセンター会場として貸し出した。保護観察所・保護司の依頼により、保護観察対象者との面談に市通訳者を派遣した。	■福祉総務係 保護司同士の相談や、対象者との面談場所として利用可能なサポートセンターとして相談室を貸し出した。	■福祉総務係 保護司会と更生保護女性会の負担金を支出し、健康福祉センター相談室を月2回サポートセンター会場として貸し出す。
	地域福祉課	67	就労及び住宅等の確保の支援をします。	○生活困窮者自立相談支援の実施	◇保護係 給付金及び就労支援プラン等を活用し、生活基盤の安定を図る。	◇保護係 自立相談支援機関での支援実績0件。	◇保護係 実質的に生活保護にて対応することになるケースがあった。(1件)	◇保護係 専門職員による相談体制を維持し関係者間で情報共有を行う。
	建築住宅課	67	就労及び住宅等の確保の支援をします。	○住宅セーフティネット制度に基づく、静岡県居住支援協議会を通じた住宅等の確保の支援	セーフティネット住宅情報提供システムについて周知する。	必要に応じて窓口等で紹介した。	市営住宅の入居を検討している人たちや、入居要件を満たさない可能性がある人たちに紹介した。	セーフティネット住宅情報提供システムについて周知する。

基本施策(4)安心して暮らせる環境の整備

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	R5年度計画・目標	R5年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	R6年度取組計画
①防犯活動の推進	危機管理課	68	見守り活動等の地域における防犯活動を支援するとともに、活動内容のPRを行います。	○青色防犯パトロール活動の支援	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを100回実施する。	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを91回実施した。	防犯協会・各自治会等と連携し、継続して青色防犯パトロールを実施する。	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを100回実施する。
	スポーツ・生涯学習課	69	関係機関等と連携し、防犯に関する情報提供を積極的に行い、地域の防犯意識を高めます。	○青少年補導員によるパトロールの実施	年間80回以上のパトロールを実施。	95回のパトロール活動を実施。	パトロール活動のほか、年間6回、各地区代表者が集まり、警察を含めて情報交換を行った。今後も継続する。	年間90回以上のパトロールを実施。
	危機管理課	69	関係機関等と連携し、防犯に関する情報提供を積極的に行い、地域の防犯意識を高めます。	○警察・防犯協会等と連携した、キャンペーンや青色防犯パトロール等の実施	警察・防犯協会等と連携し、特殊詐欺被害防止を目的とした啓発活動や同報無線での広報を実施する。	警察・防犯協会等と連携し、金融機関等で特殊詐欺被害防止を呼びかける活動を実施した。	警察・防犯協会等と連携し、継続して啓発活動を実施する。	警察・防犯協会等と連携し、特殊詐欺被害防止を目的とした啓発活動や同報無線での広報を実施する。
②防災活動の推進	社協	70	災害ボランティアセンターの運営に協力するコーディネーターの養成を行います。	○災害ボランティアの周知 ○災害ボランティアの養成講座の実施	○災害ボランティアコーディネーター養成講座。 ○災害ボランティアコーディネーターフォローアップ研修会の開催。	○災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催 ○災害ボランティアコーディネーターフォローアップの開催	○今後は養成講座とフォローアップ研修会を1年ごと交互に開催していく	○災害ボランティアコーディネーターフォローアップ研修会の開催
	社協	71	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を通じ、ボランティアセンターの円滑な運営を推進します。	○災害ボランティアセンターの運営マニュアルの検証・更新 ○災害関係団体との連携	○災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施。年1回。	コーディネーター養成講座内で立ち上げ訓練を1回実施。	○すべての係の職員が参加し職員内でも共有ができた	○立ち上げ訓練の実施
	社協	72	災害ボランティアグループ等と連携を図り、活動支援や情報交換に努めます。	○災害ボランティア団体等の関係機関と連絡会の開催	○行政・社協・災害ボランティア連携会議の開催。年間4回。	3者連携会議2回、5者連携会議1回開催。	○今後顔見知りの関係から、災害時の連携の取り方まで話し合いを行う	○関係者間で連携会議を定期的に開催
	地域福祉課	73	避難行動要支援者名簿の整備及び自治会、自主防災会、民生委員児童委員等との情報共有を行い、災害時・緊急時に迅速な対応が行える体制を整備します。	○個別避難計画の作成の推進	■福祉総務係 モデル事業を実施し、作成手順を確立する。(目標件数6件)	■福祉総務係 地域福祉課と連携し、個別避難計画作成モデル事業を実施する。	■福祉総務係 地域住民による地域調整会議を開催したことで、実効性の高い計画が作成できた。作成までの工程が多く、地域及び行政の負担が大きいため、市全域に拡大することが困難。	■福祉総務係 個別避難計画の作成を推進するため、自治会・民生委員と連携し、地域の負担を軽減した新たなモデル事業を実施する。
	危機管理課	73	避難行動要支援者名簿の整備及び自治会、自主防災会、民生委員児童委員等との情報共有を行い、災害時・緊急時に迅速な対応が行える体制を整備します。	○個別避難計画の作成の推進	地域福祉課と連携し、個別避難計画作成モデル事業を実施する。	個別避難計画作成モデル事業(地域福祉課)の地域調整会議に参加し、ハザードマップ・避難方法・補助金等の説明を行った。医療的ケア児者の家族を対象に、災害時の自助・共助・公助について出前講座を実施した。	地域福祉課と連携し地域調整会議を開催したことで、実効性の高い計画が作成できた。作成までの工程が多く、地域及び行政の負担が大きいため、市全域に拡大することが困難。	地域福祉課と連携し、個別避難計画作成モデル事業を実施する。
地域福祉課	74	指定避難所における福祉避難スペースの設置を推進します。	○各避難所運営マニュアルへの福祉避難スペース設置の記載の推進	■福祉総務係 自主防災会に福祉避難スペース設置の依頼をする。	■福祉総務係 自主防災会長に、福祉避難スペース設置を依頼した。	■福祉総務係 県作成の「手引き」を配付して要配慮者が必要とする支援について説明し、福祉避難スペース設置を依頼した。毎年依頼をしているが、地域において検討されているか未把握。	■福祉総務係 自主防災会に福祉避難スペース設置の依頼をする。防災担当部局と連携し、より効果的な方法を検討する。	

②防災活動の推進	危機管理課	74	指定避難所における福祉避難スペースの設置を推進します。	○各避難所運営マニュアルへの福祉避難スペース設置の記載の推進	15ヶ所ある各避難所運営マニュアルへ福祉避難スペース設置を記載するよう推進する。	15ヶ所のうち13ヶ所で福祉避難スペース及びそれに準ずるものが記載されている。	マニュアル未作成1ヶ所、福祉避難スペースについて未記載1ヶ所へ記載の推進を行う必要がある。	未作成1ヶ所、未記載の1ヶ所のマニュアルに福祉避難スペース設置を記載するよう推進する。
	危機管理課	75	ハザードマップ等を活用した防災に関する学習機会を充実させ、地域における防災意識を高めます。	○防災に関する出前講座の実施	防災に関する出前講座を50回実施する。	防災に関する出前講座を自治会、学校、企業等の各種団体を対象に54回実施した。(参加延人数2374人)内訳(市の防災体制について4回、大規模地震に備える29回、豪雨災害・土砂災害に備える2回、災害図上訓練19回)	4月の自主防災会説明会で案内したことから、目標回数を超える出前講座を実施できた。今後も団体からの申し込みに応じ、継続して出前講座を実施する。	防災に関する出前講座を50回実施する。
③ユニバーサルデザインのまちづくり	文化観光課	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	今年度施設改修予定はないが、新居閑跡保存活用計画にユニバーサルデザインについて記載する。観光施設で修繕が発生した場合は、可能な限りユニバーサルデザインのものを採用する。	新居閑跡保存活用計画に記載済み。	史料館新築時にバリアフリーやユニバーサルデザインの導入を進める。	トレの洋式化工事。
	資産経営課	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	新庁舎建設基本構想にユニバーサルデザイン化の推進を組み込む。	新庁舎建設基本構想にユニバーサルデザイン化の推進を組み込んだ。	市役所庁舎におけるユニバーサルデザインの具体例などの情報収集を行う。	新庁舎建設基本計画にユニバーサルデザイン化の推進を組み込む。
	新居支所	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	7月から大規模改修を行い施設のユニバーサルデザイン化に対応する。	7月から大規模改修を行っている。	7月から大規模改修を行い施設のユニバーサルデザイン化に対応するようにしている。	大規模改修を後の9月から施設のユニバーサルデザイン化に対応している。
	スポーツ・生涯学習課	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	みなと運動公園CD面照明修繕(LED化)。	CD面の一部をLED照明に取替を実施。	LED化されていない他の照明のLED化を今後も予算計上し、実施していく。	予算不採択により見送り。
	土木課	77	歩道の段差解消、歩道幅員の確保等、誰もが安全に通行できる道路環境の整備に努めます。	○歩道の整備	延長1.5kmを目標に歩道の整備に努める。	延長約1.6kmの歩道整備を行った。これにより、歩行者の安全を確保し、道路環境の改善がされた。	(都)大倉戸茶屋松線(大倉戸IC交差点付近～KOS AI Battery Park入口交差点付近)において、幅員3.5mの歩道を両側整備した。	(都)鷺津駅谷上線において、延長約100mの歩道整備(両側)を行う予定。
	秘書広報課	78	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した情報提供に努めます。	○ユニバーサルデザインフォント・カラーを使用した発行物の作成	○ユニバーサルデザイン使用促進に向けた周知徹底(年1回以上)。	5月のウェブサイト操作初級者研修において、ユニバーサルデザイン使用促進に向けた周知を行った。	今後もウェブサイト研修においてユニバーサルデザインの使用について周知徹底するとともに、職員全体に対しても周知し、ユニバーサルデザインの使用促進に努める。	ユニバーサルデザイン使用促進に向けた周知徹底(年1回以上)。
	市民課	78	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した情報提供に努めます。	○多言語、やさしい日本語による発行物の作成	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙を発行する。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙を発行した。	より多くの方に情報が届くよう、広報紙の周知を行うていく必要がある。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙発行を継続する。広報紙について、自治会等への周知を行う。
④多様性を受け入れられる意識づくり	市民課	79	お互いの文化を理解するための交流機会の創出や地域行事への参画を促進することで、共に地域で生活するという意識を高めます。	○外国人市民と日本人市民との交流機会の創出	多文化共生・国際交流推進業務を委託イベントや講座を開催することにより、外国人市民と日本人市民との交流の場を創出する。	多文化共生・国際交流推進業務を委託イベントや講座を開催した。8つの講座やイベントに1,803人参加。	外国人市民と日本人市民の交流機会の創出に貢献できているが、興味関心がある層以外の市民を取り込む工夫が必要である。	多文化共生・国際交流推進業務を委託イベントや講座を開催することにより、外国人市民と日本人市民との交流の場を創出する。
	市民課	80	LGBTQ+などの性的少数者の生きづらさにつながる偏見や差別を解消し、知識や理解の浸透を図るため、人権尊重や性の多様性に関する取組を推進します。	○男女共同参画推進計画に基づいた性の多様性に関する広報・啓発・学習機会の提供 ○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する静岡県との連携及び制度の周知、性の多様性に関するリーフレットの配布や出前講座、庁内研修を行い、多様な性に関する周知啓発を行う。	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する静岡県との連携について協議を行い、令和6年4月から手続きの連携を開始することとなった。性の多様性職員研修(中級職員)を実施した。	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度手続き簡略化のため、他自治体との連携についても検討していく必要がある。	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓手続きにおける他自治体との連携について研究する。市ウェブサイト、広報こさい、図書館での展示等による、性の多様性についての情報発信を行う。性の多様性職員研修(初級職員向け)を実施する。